

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



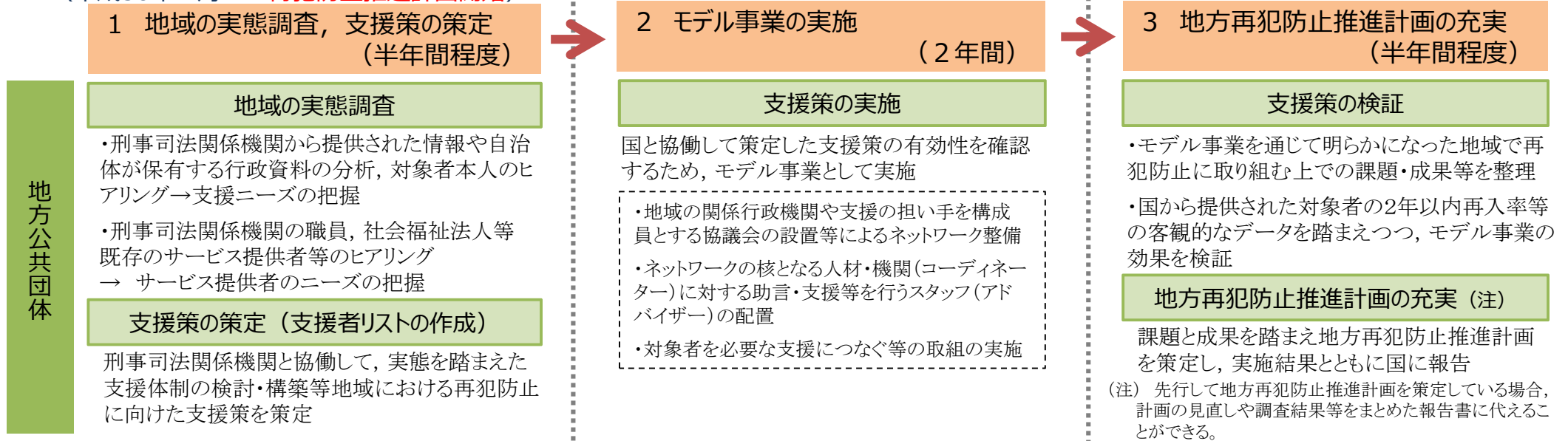
政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地方再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。

（平成30年4月～：再犯防止推進計画開始）

（～平成33年3月）



地方公共団体

法務省

地域再犯防止推進モデル事業における取組状況等について（平成31年1月現在）

	自治体名	担当部署	関係機関	再委託先	テーマ					モデル事業の取組（事業計画書ベース）	
					福祉	薬物	就労	住居	その他	実態調査	事業内容
1	北海道	環境生活部道民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 北海道教育委員会 北海道警察 札幌高等検察庁 札幌矯正管区 北海道更生保護委員会 札幌保護観察所 函館保護観察所 旭川保護観察所 釧路保護観察所 	一般社団法人北海道総合研究調査会	○	○	○	○	○	<p>①保護司・協力雇用主等に対する支援に当たっての課題等に関するアンケート調査や、地域住民に対する犯罪をした者の受入れ等に関するアンケート調査、再犯防止施策を実施する関係機関に対し、施策の課題に関するヒアリング調査を再委託により実施。</p> <p>②北海道再犯防止推進会議において、再犯防止に関する先行事例調査を実施。</p>	<p>【福祉・薬物・就労・住居・その他】</p> <p>①刑事司法機関、地方公共団体、民間団体等を対象とした講演会・意見交換等を道内の「ブロック別再犯防止推進合同研修会」として実施。</p> <p>②①を踏まえ、全道規模の「再犯防止推進全道フォーラム」実施。</p> <p>③犯罪をした者等が社会で自立し、生活できるよう、地域住民に対する広報・啓発活動を実施するほか、支援対象者向けの就労支援等の情報発信などを「自立更生促進事業」として実施。</p>
2	旭川市	福祉保険部 福祉保険課	<ul style="list-style-type: none"> 旭川地方検察庁 旭川刑務所 旭川少年鑑別所 旭川保護観察所 北海道警察旭川方面本部 旭川公共職業安定所（ハローワーク旭川） 旭川地区保護司会 旭川更生保護女性連合会 旭川保護会（清和荘） 旭川市社会福祉協議会 旭川市障害者総合相談支援センター（あそーと） 旭川市地域包括支援センター 旭川市自立サポートセンター 旭川市医師会 旭川精神衛生協会 旭川就労支援事業者機構 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター 道北地方物質使用障害研究会（ポラ研） 旭川大学 上川総合振興局 	一般社団法人道北地方物質使用障害研究会		○				旭川市内の医療機関、保健機関、福祉機関、民間団体等に対し、物質使用障害者の現状やニーズに関するアンケート調査やヒアリングを実施。	<p>【薬物】</p> <p>物質使用障害者に対する支援策として、関係機関団体等とのネットワークを構築した上で、</p> <p>①当事者に対する直接支援としての「セミナー」、</p> <p>②関係機関と情報共有を行うための「フォーラム」、</p> <p>③支援者となる人材育成を図るための「研修会」、</p> <p>④最新の専門的技術・知識等を習得するための「援助者・協力者派遣研修」、</p> <p>⑤支援者育成のための実践的指導としての「スーパービジョン」等を実施。</p>
3	岩手県	保健福祉部地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡地方検察庁 盛岡少年刑務所 盛岡少年院 盛岡少年鑑別所 盛岡保護観察所 岩手県地域生活定着支援センター 	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（岩手県地域生活定着支援センターの受託団体）	○		○	○	○	<p>仙台矯正管内の矯正施設に入所中の者のうち、岩手県への帰住を希望する満期釈放予定者に対し、刑事司法手続を離れた後の生活で不安に感じていることや支援のニーズ等について、刑事司法関係機関の協力を得ながらアンケート調査等を実施。</p>	<p>【福祉・就労・住居・その他】</p> <p>①検察庁、保護観察所等の依頼に基づき、起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障がいがある福祉的支援が必要な者に対して、社会福祉法人のコーディネーターを活用して福祉サービス等につなげるための支援を実施。</p> <p>②満期釈放予定者のうち、特別調整の対象とならなかった者に対し、矯正施設入所中から出所後の生活環境調整を開始し、円滑に地域社会に移行できるようにするための社会復帰支援（出口支援）を実施。</p>

	自治体名	担当部署	関係機関	再委託先	テーマ					モデル事業の取組（事業計画書ベース）	
					福祉	薬物	就労	住居	その他	実態調査	事業内容
4	盛岡市	保健福祉部地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県 ・盛岡東警察署 ・盛岡西警察署 ・盛岡地方検察庁 ・盛岡少年刑務所 ・盛岡少年院 ・盛岡少年鑑別支所 ・盛岡保護観察所 ・岩手県地域生活定着支援センター ・盛岡地区保護司会 ・盛岡地区更生保護女性の会 ・盛岡地区BBS会 ・更生保護法人岩手保護院 ・盛岡地区更生保護協力事業主連絡協議会 ・認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構 ・盛岡公共職業安定所 ・盛岡市社会福祉協議会 ・市内社会福祉法人等代表者（介護高齢分野） ・市内社会福祉法人等代表者（障害支援分野） ・不動産事業関係団体 ・学識経験者（岩手大学） 	—	○	○	○			<p>【福祉・就労・住居】</p> <p>①検察庁，保護観察所等の依頼に基づき，入口支援の対象となる者に対し，福祉的な支援を必要とする者が，円滑に支援に繋がるような仕組みを構築するほか，ボランティア作業受入先を開拓し，軽作業を実施させることで，居場所を確保し，その後の就労に繋げる取組や，保証人なしでも賃貸可能な物件等を整理して，居住先の調整を図る取組を実施。</p> <p>②満期釈放予定者等のうち特別調整の対象とならなかった者に対し，福祉的な支援を必要とする者が，円滑に支援に繋がるような仕組みを構築するほか，ボランティア作業受入先を開拓し，軽作業を実施させることで，居場所を確保し，その後の就労に繋げる取組や，保証人なしでも賃貸可能な物件等を整理して，居住先の調整を図る取組を実施。</p>	
5	茨城県	保健福祉部福祉指導課人権施策推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市 ・水戸地方検察庁 ・水戸刑務所 ・水戸保護観察所 ・茨城労働局 ・茨城県保護司会連合会 ・茨城県更生保護女性連盟 ・J A 茨城県中央会 ・茨城県就労支援事業者機構 ・公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会 ・更生保護法人有光苑 ・茨城県地域生活定着支援センター ・学校法人常磐大学 	未定			○	○		<p>【就労・住居】</p> <p>水戸刑務所に収容中の受刑者のうち，茨城県内に帰住することを希望し，就労・住居の確保がなされていない等の理由により自立した生活を営むことが困難と認められる者等の条件を満たす者に対し，茨城県が水戸更生保護サポートセンター（予定）に配置したコーディネートが，水戸刑務所，地方公共団体その他関係団体と連携し，ニーズの把握，就労・住居の確保等に係る支援，その後の生活上の指導・助言を実施。</p>	

	自治体名	担当部署	関係機関	再委託先	テーマ					モデル事業の取組（事業計画書ベース）	
					福祉	薬物	就労	住居	その他	実態調査	事業内容
6	栃木県	栃木県保健福祉部薬務課	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市保健所 ・東京矯正管区 ・黒羽刑務所 ・喜連川社会復帰促進センター ・栃木刑務所 ・宇都宮少年鑑別所 ・宇都宮保護観察所 ・栃木労働局 ・精神保健福祉センター ・健康福祉センター ・栃木県保護司会連合会 ・NPO法人栃木県就労支援事業者機構 ・更生保護法人尚徳有隣会 ・更生保護法人栃木明徳会 ・NPO法人栃木ダルク ・県社会福祉協議会 ・栃木県立岡本台病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人 栃木DARC ・更生保護法人 栃木明徳会 ・特定非営利活動法人 栃木県就労支援事業者機構 ・更生保護法人 尚徳有隣会 		○	○	○		<p>保健福祉機関，医療機関，矯正施設，保護観察所，就労・住居支援関係機関等に対し，刑務所出所者に対する支援の現状に関する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 ・ヒアリング調査 <p>を実施。</p>	<p>【薬物・就労・住居】</p> <p>矯正施設等から出所した薬物事犯者に対し，出所後も認知行動療法を主体とした薬物再乱用防止教育を実施するとともに，栃木ダルクを伴走型のコーディネータとして委託し，福祉，住居，就労支援といった総合的な生活支援を実施。</p>

	自治体名	担当部署	関係機関	再委託先	テーマ					モデル事業の取組（事業計画書ベース）	
					福祉	薬物	就労	住居	その他	実態調査	事業内容
7	埼玉県	福祉部社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> さいたま地方検察庁 東京矯正管区 さいたま少年鑑別所 さいたま保護観察所 社会福祉法人親愛会 更生保護施設清心寮 	社会福祉法人親愛会（埼玉県地域生活定着支援センターの受託団体）	○						<p>国の関係機関、更生保護施設、自立準備ホーム、及び親愛会に対して、支援方法の現状及び今後の支援の在り方等について、ヒアリング調査を実施。</p> <p>【福祉】 刑事司法関係機関と連携して、高齢・障害のある方等で更生緊急保護が適用となった起訴猶予者及び執行猶予者等に対し、アセスメント及びプランの作成を行い、対象者の意向、状態に応じた各種福祉サービスの利用支援や居住先の確保等を実施。</p>
8	千葉県	健康福祉指導課 地域福祉推進班	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課 千葉市保健福祉局地域福祉課 船橋市福祉サービス部地域福祉課 柏市保健福祉部社会福祉課 千葉地方検察庁 千葉刑務所 八街少年院 千葉保護観察所 更生保護施設（更生保護法人千葉県帰性会） 自立準備ホーム（一般社団法人ひまわり会） 千葉県保護司会連合会 千葉県就労支援事業者機構 中核地域生活支援センター（特定非営利活動法人長生・夷隅地域のくらしを支える会） 地域生活定着支援センター（特定非営利活動法人生活サポート千葉） 千葉県すまいづくり協議会居住支援部会委員（一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会） 千葉大学大学院社会科学研究院 あまね法律事務所 千葉県医師会 	MS&ADインターリスク総研株式会社					○	<p>①総合相談支援機関である中核地域生活支援センターにおいて実施した支援事例について、 ・過去の支援の有無（支援歴がある者はその支援内容） ・支援ニーズと既存の福祉支援等とのマッチング ・新たな対応が必要なニーズ等に関してヒアリング調査を実施。 ②県内矯正施設入所者、更生保護施設及び自立準備ホーム入居者に対し、 ・対象者増の背景 ・再犯の要因 ・支援ニーズについて確認。</p> <p>【その他】 ①保護観察対象者、満期出所者、起訴猶予者等を対象とし、要支援対象者の把握や社会復帰の前段階からの福祉支援、地域における継続的支援を可能とする体制を構築する取組を実施。 ②本事業を周知し、県民等から理解と協力を得るため、パンフレットの作成や講演会を開催。</p>	
9	東京都	青少年・治安対策本部 総合対策部 安全・安心まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 東京地方検察庁 東京矯正管区 東京少年鑑別所 東京保護観察所 東京都保護司会連合会 東京更生保護施設連盟 東京社会福祉士会 東京都社会福祉協議会 東京更生保護女性連盟 東京就労支援事業者機構 東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会 	未定	○					<p>都内在住の万引きをした高齢者（概ね65歳以上）本人やその家族等を対象とする電話相談を実施により、支援ニーズや支援機関等の確認を実施。</p> <p>【福祉】 万引きをした高齢者（概ね65歳以上）本人やその家族等を対象とする電話相談窓口を設置し、個々の相談に対して関係支援機関・団体と連携の上、支援対象者に対するアセスメントを行い、医療・福祉機関等必要な支援につなげる取組を実施。</p>	

